

臨時休業手続きに関する銀行法施行規則等の改正ポイント

自然災害などにおいて、銀行の営業所の役職員や利用者の安全を優先的に確保

金融庁

企画市場局 総務課 信用制度参事官室 課長補佐 本間 晶
銀行係長 末広 賢司

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等」が、2019年10月15日に公布・施行された。本稿では、近年発生している想定外の規模の台風や集中豪雨などにより、金融機関の営業所の役職員やその利用者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがある場合、その営業所を臨時に休業する際の諸手続きの緩和について解説する。金融機関においては、自然災害により危険が生じる可能性がある場合、今回の改正により営業所を弾力的に臨時に休業することができるようになるため、営業所の役職員や利用者の安全を確保する観点から、ご活用いただきたい。なお、本稿では、「銀行法施行規則（以下、規則）」を例に解説をするが、「信用金庫法施行規則」および「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」においても、これに相当する改正を行っている。

現行制度の概要

銀行は、天災その他のやむをえない理由により、当該銀行の営業所において臨時にその業務の全部または一部を休止する場合、①行政庁への届け出、②公告、③店頭掲示を行い、また、臨時休業後の業務の再開においても同様の諸手続きをしなければならない（銀行法（以下、法）16条1項）。

他方、銀行は、法16条各項において、内閣府令で定める場合ごとに、①から③までを要しないとされている。具体的には、規則17条2項、4項および5項までの規定により、無人営業所（例えば、ATMのみを設置している営業所）の業務を臨時で一部休止する場合が該当する。

改正の背景

近年、想定外の規模の台風や集中豪雨等による水害およびそれらを原因とする地滑りや土砂崩れなど、屋外に出ること自体が危険な状況になる事態が発生している。

法16条1項は、銀行がこうした天災を理由として臨時休業する場合、①行政庁への

届け出、②公告、③店頭掲示を規定している。これは、天災がもたらす影響について、法制定当時（1981年成立）、近年発生しているような甚大な自然災害まで想定しえず、天災時においても銀行の営業所が上記諸手続きを行うことができることを前提として、規定したものであると考える。

近年、発生している天災やそれらを原因とする危険な状況を鑑みると、天災における臨時休業に係る上記諸手続きについて、自然現象の発生を要因とした津波や洪水、土砂崩れなどの「天災」に伴う営業所の役職員や利用者の生命や身体の危険までも想定したうえで、諸手続きを不要とする場合の規定を整備する必要性が生じている。また、金融機関からも、近年、甚大な影響をもたらす想定外の規模の台風や集中豪雨などの天災が発生していることから、「弾力的に臨時休業の判断が行えるよう、行政庁への届出や店頭掲示などを廃止してほしい」との声が上がっていた。

こうした状況や金融機関からの要望を踏まえ、甚大な影響をもたらす想定外の規模の台風や集中豪雨などの天災が発生した場合、銀行の営業所が営業することにより、当該営業所の役職員や利用者の生命や身体に重大な危険が生じる可能性があるときは、上記諸手続きを不要とする規則の改正を行った。これは、当該営業所の役職員や利用者の安全を確保し、生命や身体に重大な危険が及ぶことを防止するという観点に基づく措置である。

今回の改正内容

臨時休業に際し、行政庁への届出を要しない場合として、法16条1項で規定する内閣府令で定める場合に、台風、地震その他の異常気象の発生下において銀行が営業所で業務を行うことにより、役職員や利用者の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある場合を加えた（規則17条2項4号）。

また、公告（法16条2項）および店頭掲示（法16条3項）についても、公告および店頭掲示を要しない場合として内閣府令で定める場合に、台風、地震その他の異常気象の発生下において銀行が営業所で業務を行うことにより、役職員や利用者の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある場合を加えた（規則17条4項2号、同条5項2号）。

対応上の留意点

（1）異常な気象、海象または地象

今回新設した条文において自然現象として規定している「気象」は強度の台風や集中豪雨、大雪など、「海象」は国内外の地震の発生による津波など、「地象」は地震の発生による地滑りや地割れ、大雨による地滑りなどが想定される。

「異常な」については、目安として、例えば「気象」であれば、気象庁が発表する「大雨警報」や地方公共団体が発表する「警戒レベル3～5」などが想定される。一方で、

地盤が弱い地域においては、例えば「大雨警報」でなくとも崖崩れや土砂崩れなどが想定され、それにより銀行の営業所の役職員や利用者などが生命や身体の危険にさらされるおそれもある。

このため、「大雨警報」や「警戒レベル3～5」は、あくまで営業所が臨時に休業を実施するかを検討する一つの目安である。銀行は、営業所の役職員や利用者の生命や身体に重大な危険を生じさせるものか否かについて、学校や病院などの近隣の公共施設の運営状況など、営業所の周囲の自然現象に伴う状況や各種情報などにより、個別に判断していただきたい。

なお、近年行われている公共交通機関の計画運休は、営業所が臨時休業する一つの要因になりうるとも考えられる。しかしながら、計画運休のみを理由とする臨時休業については、①関係業界において、計画運休の実施に関して具体的なルールが定められていないこと、②営業所の近隣住民など公共交通機関を利用しない利用者にとって利便性を大きく損なう可能性があることなどから、今回の改正を適用することはできないと考える。

また、テロや暴動などが発生した場合、営業所の役職員や利用者の生命・身体に重大な危険が生じるおそれがあることが想定される。しかしながら、今回の改正は、近年、甚大な影響をもたらす想定外の規模の台風や集中豪雨などの天災が頻繁に発生していることを踏まえ、銀行の営業所の役職員や利用者の安全を確保することを目的として、規制緩和するものである。

テロや暴動などは、現在、日本国内では発生しておらず、銀行は、テロや暴動などが発生した場合、現在の制度上、あらかじめ届け出をすることにより、臨時休業することが可能である。よって、テロや暴動などに伴う臨時休業については、今回の改正を適用することはできないと考える。¹

(2)利用者への周知

銀行は、今回の改正を適用して臨時休業する場合、利用者の利便性を損ねないよう、営業所が臨時休業をしていることについて、銀行のWEBサイトによる公表その他の方法により、利用者に対し、広報に努める必要があると考える。

(3)天災等における行政当局の対応との関係

今回の改正は、異常な自然現象により営業所を臨時休業する場合の諸手続きを不要としたものであるが、監督官庁としては、銀行を監督する立場から異常な自然現象が発生した場合、銀行の営業所やその近隣の状況を知る必要がある。このため、

¹ 19年10月15日公表の「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)等に関するパブリックコメントの結果等の公表について」の金融庁の考え方(以下「パブコメ」という)No.4参照。

過去に発生した自然災害等の場合と同様、監督官庁から銀行に対し問い合わせをする場合があるので、ご協力いただきたい。

また、異常な自然現象により、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－８－３－２または中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－１－６（以下「監督指針」という）の「災害における金融に関する措置（災害対策基本法等関係）」が発動される場合がある。臨時休業する際の諸手続きを簡素化した今回の改正は、弾力的に臨時休業を可能とするためのものであり、これらの監督指針に規定する当該措置を否定するものではないことをご留意いただきたい。²

（本文中、意見にわたる部分については、筆者らの個人的見解である）

² 19年10月15日公表のパブコメNo.1参照。